

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書【作成例 1】
ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

1 目的

震災等により被災地においてガソリン等の燃料が不足した場合に災害復興支援車両等への燃料補給を行うことを目的とし、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵やドラム缶から手動ポンプを用いて金属製携行缶への詰め替えを行い、仮設の燃料供給拠点として利用するために必要な事項を予め計画するものです。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

〇〇市〇〇町〇〇番▲◇号 〇〇工場東側空地（コンクリート舗装）

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 3 6 0 m² （1 5 m × 2 4 m）

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類・品名・数量

第 4 類第 1 石油類（ガソリン） 3, 0 0 0 リットル

6 指定数量の倍数

1 5 倍

7 貯蔵及び取扱いの方法

- (1) 2 0 0 リットルの金属製容器（ドラム缶）により貯蔵する。
- (2) 保有空地を 6 m 確保する。
- (3) 貯蔵場所と取扱い場所に 6 m の離隔距離をとる。
- (4) 高温になることを避けるため、通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設ける。また、取扱場所において危険物が長時間炎天下さらされないようにする。
- (5) 第 5 種消火設備 1 0 型粉末消火器 3 本を設置する。
- (6) 標識、掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「危険物の類・品名・数量（倍数）」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) ドラム本体、給油に使用するドラムポンプ等のアースを確保する。
- (2) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- (3) 危険物を取扱う者は、静電安全靴を着用する。

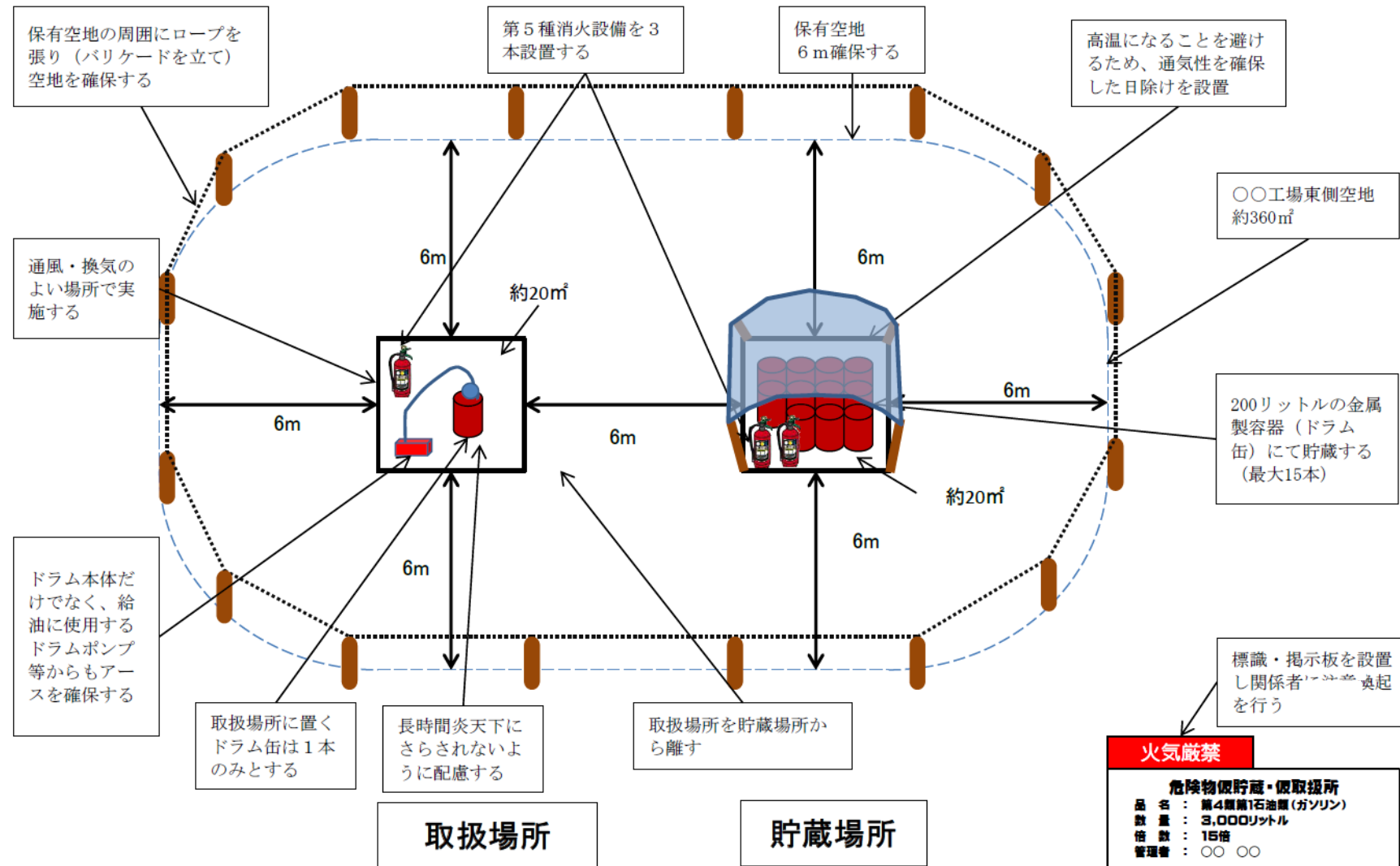
9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケード等を設け、空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

金属製携行缶による給油は、この場所以外では行わない。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱いの安全対策の例）



仮貯蔵・仮取扱い実施計画【作成例 2】
危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り

1 目的

震災等により被災した変圧器等を修繕、点検するために必要な事項を予め計画するものです。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

〇〇市〇〇町〇〇番▲◇号 ●▽工場南側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 120㎡ (12m×10m)

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類・品名・数量

第4類第3石油類（絶縁油） 10,000リットル

6 指定数量の倍数

5倍

7 貯蔵及び取扱いの方法

- (1) 変圧器の修繕、点検のため、変圧器内部の絶縁油を一旦抜き取り、仮設タンク等で貯蔵し、内部修繕・点検が終了後に変圧器内部に再度注油する。
- (2) 保有空地进行を3m確保する。
- (3) 第5種消火設備 10型粉末消火器 3本を設置する。
- (6) 標識、掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「危険物の類・品名・数量（倍数）」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) 変圧器等、ポンプ、仮設タンクのアースを確保する。
- (2) 仮設の防油堤を設置し、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講ずるとともに、配管の接合部からの流出防止対策としてオイルパンを設置する。
- (3) 1カ所の取扱い場所で同時に複数の設備からの抜き出しは行わない。
- (4) 危険物の取扱いは原則として危険物取扱者免状保有者が行う。

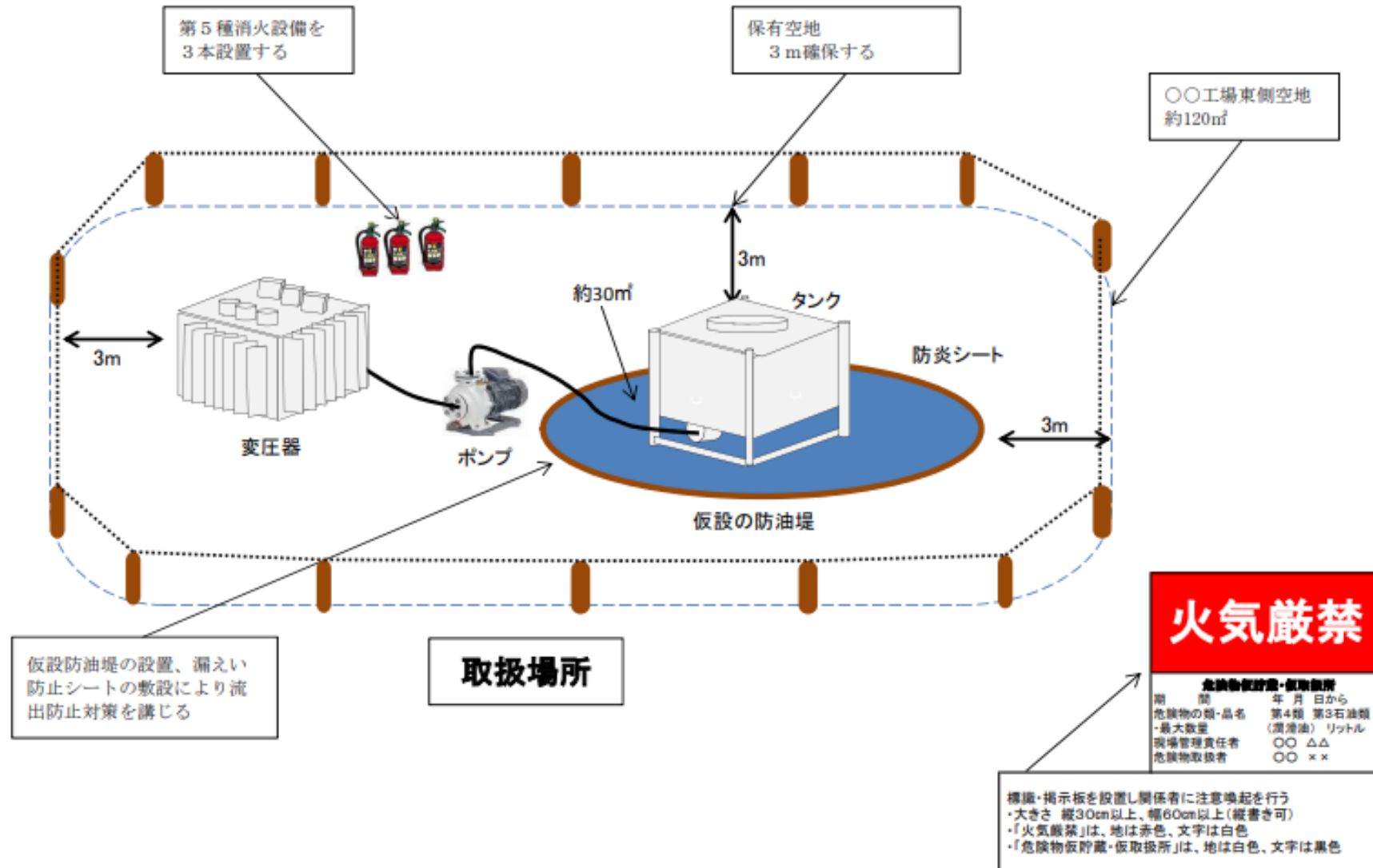
9 管理状況

- (1) 保有空地的の周囲にバリケード等を設け、空地进行を確保する。
- (2) 敷地的の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

危険物の抜き出し等を行った変圧器的の数及び危険物的の数量を記録し、事後速やかに報告する。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書 （危険物を収納する設備等から危険物の抜き取りの安全対策の例）



仮貯蔵・仮取扱い実施計画書【作成例3】
移動タンク貯蔵所等による軽油の給油及び注油等

1 目的

震災等により被災地において災害復興のための重機への燃料補給及びドラム缶への注油を行うために必要な事項を予め計画するものです。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

〇〇市〇〇町〇〇番▲◇号 ●▽工場西側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約2,000㎡ (40m×50m)

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類・品名・数量

第4類第2石油類（軽油） 1日最大20,000リットル

6 指定数量の倍数

20倍

7 貯蔵及び取扱いの方法

- (1) 移動タンク貯蔵所から直接重機への給油及びドラム缶への詰替えを行う（詰め替えたドラム缶は別途確保する貯蔵場所へ速やかに移動させる）。
- (2) 保有空地を6m確保する。
- (3) 高温になることを避けるため、必要に応じて通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設ける。
- (4) 第5種消火設備 10型粉末消火設備 3本を設置する。
- (5) 標識、掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「危険物の類・品名・数量（倍数）」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) ドラム缶本体のアースを確保する。
- (2) 吸着マット等危険物の流出等の応急資機材を準備する。
- (3) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。

9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケード等を設け、空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

移動タンク貯蔵所への注油は別の場所で行う。

防油堤を設け、漏えい防止シートで覆い流出防止措置をする

吹きこぼし防止に細心の注意を払う

保有空地の周囲にバリケードを立て空き地を確保する

保有空地6m確保する

ドラム本体だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等からもアースを確保する

移動タンク貯蔵所

注油場所

約200㎡

6m

移動タンク貯蔵所

給油場所

重機等

6m

6m

6m

6m

6m

6m

6m

6m

6m

吸着マット

第5種消火設備

貯蔵場所

給油場所

重機等

約180㎡

6m

6m

6m

6m

標識・掲示板を設置し関係者に注意喚起を行う

火気厳禁

危険物便貯蔵・取扱箇所	
品名:	第4類第2石油類(軽油)
数量:	20,000リットル
倍数:	20倍
管理者:	〇〇 〇〇

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書【作成例4】

可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所に接続しての給油等

1 目的

震災等により被災地周辺の給油取扱所において燃料供給が困難となった場合に、自動車への給油等を行うために必要な事項を予め計画するものです。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

〇〇市〇〇町〇〇番▲◇号 ●▽工場西側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約900㎡（30m×30m）

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類・品名・数量

第4類第1石油類（ガソリン） 1日最大4,000リットル

6 指定数量の倍数

20倍

7 貯蔵及び取扱いの方法

- (1) 危政令第9条第1項第1号の規定（保安距離の規定）の例により、周囲の建築物等から距離を保つ。
- (2) 保有空地进行を6m確保する。
- (3) 給油場所は、コンクリート又はアスファルトで舗装された平坦な地盤面に設ける。
- (4) 第5種消火設備 10型粉末消火設備 3本以上を設置する。
- (5) 標識、掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「危険物の類・品名・数量（倍数）」、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」

8 安全対策

- (1) 給油設備及び移動タンク貯蔵所の設置場所を包含するように漏えい防止シートを敷くとともに、簡易の防油堤を設定する。また、危険物が流出した場合の応急資機材として、吸着マット等を用意する。
- (2) 給油設備及び移動タンク貯蔵所のアースを確保する。この場合において、接地導線については、保有空地外に設置する。
- (3) 給油設備の電源は保有空地外の発電機又は常用電源を用いる。
- (4) 危険物の取扱いは、危険物取扱者免状保有者が行う。
- (5) 危険物を取り扱う作業者は、静電安全作業服及び静電安全靴を着用する。
- (6) 給油場所及び保有空地における火気使用を禁止する。

9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲には、柵、ロープ等にてバリケード等を設け、空地を確保する。
- (2) 給油設備及びその架台は、地震動、風圧等に対して十分な安全性を有するものとする。また、架台には車両の衝突を防止するためのポール等を設ける。
- (3) 移動タンク貯蔵所 1 台につき、貯蔵する危険物はガソリン、灯油又は軽油のいずれか一油種とする。また、危険物の取扱い作業後において、移動タンク貯蔵所の注入ホース及び給油設備内の危険物を携行缶等に排出する際の給気に供するため、移動貯蔵タンクのタンク室の一つは空室にしておく。
- (4) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録し、保管する。
なお、危険物の取扱い作業前の点検の際には、移動タンク貯蔵所における危険物積載状況についても確認を行う。
- (5) 給油業務を行う時間帯は、危険物の取扱い作業の有無を問わず、作業員が常駐し監視を行う。

10 その他必要な事項

- (1) 夜間等、給油業務が終了した後は、移動タンク貯蔵所を常置場所等に移動させる。
- (2) 移動タンク貯蔵所への注油は別の場所で行う。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書 （可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所等に接続しての給油等の安全対策の例）

